

兵庫県後期高齢者医療広域連財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年11月20日

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 門 康 彦

兵庫県後期高齢者医療広域連合規則第12号

兵庫県後期高齢者医療広域連合財務規則の一部を改正する規則

兵庫県後期高齢者医療広域連合財務規則（平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合規則第13号）の一部を次のように改正する。

第102条第1項中「事務局総務課財政係長」を「事務局総務課企画財政係長」に、「同係職員」を「同係財政担当職員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。